

「豪州市場向けスノーリゾート商品造成・販路開拓業務」業務仕様書に関する質問への回答票

No.	資料名称	該当項目	質問内容	回答内容
1	業務仕様書	2 業務内容（仕様） （1）豪州スキー旅行会社等の招請業務 ア（ア）	過去又は現在、既に岩手県内のいずれかのスキー場商品を販売している豪州市場の旅行会社についても、被招請者候補として提案して差し支えないか。	問題ございません。ただし、被招請者の候補については、これまでに今回の招請行程に含まれる本県のスキー場を訪れたことがない旅行会社に限りです。 被招請者の候補については、企画提案書に被招請者の概要（企業概要、販売チャンネル、訪日東北スキー旅行等の商品の取扱い及び送客実績等）及び選定理由の記載をお願いいたします。
2	業務仕様書	2 業務内容（仕様） （1）豪州スキー旅行会社等の招請業務 オ（ア）	カメラを用いた実施内容の記録は、写真のみか。動画も含まれるのか。	写真を想定していますが、事業の実施状況及び成果の適切な確認の観点から、動画の活用も認めます。 招請後に、県のウェブサイトやその他の広報媒体等での使用を鑑み、適している又は効果的と考えられる場合は、積極的な動画の活用についても検討をお願いいたします。
3	業務仕様書	2 業務内容（仕様） （2）商品造成に向けたアフターフォロー業務 ア（ア）	造成するツアーは、令和9年1月～2月に販売開始（試験販売含む）とあるが、招請ツアー実施が1月で、ツアー内容を踏まえての商品造成・販売開始である場合、短期間で販売が間に合わない印象があるが、事前に商品造成を進めておくべきか。	本招請業務については、招請後に招請行程内のコンテンツを含む旅行商品の造成及び販売開始を前提としています。そのため、被招請者については、招請後の旅行商品の造成及び販売開始を前提とする旅行会社を想定しています。 招請後、円滑な商品造成及び販売開始の観点から、必要に応じて事前に商品の造成を進めていただくことは問題ございません。業務目的の達成のため、適切な業務計画の作成及び進捗管理をお願いいたします。

4	業務仕様書	2 業務内容（仕様） （2）商品造成に向けたアフターフォロー業務 ア（ア）	造成するツアーは、「盛岡拠点・岩手県内スキー場周遊型」としているが、豪州市場の販売特性を踏まえ、宿泊・当該スキー場のリフト券・宿泊施設とスキー場間のシャトルバス等を組み込んだ、比較的シンプルな構成の周遊型商品を想定している。このような構成で問題ないか。	問題ございません。なお、シーズン中は、スキー場隣接の宿泊施設の予約が困難であることが想定されるため、実現性がありかつ効果的な豪州からの誘客拡大に係るツアー商品造成の観点から、予約可能な宿泊施設の提案をお願いいたします。
5	業務仕様書	2 業務内容（仕様） （2）商品造成に向けたアフターフォロー業務 ア（ア）	仕様書では「招請行程内のコンテンツを含んだ旅行商品の造成を行うこと」と記載されているが、造成する商品において、行程内に組み込まれた全ての観光コンテンツを含める必要があるか、それとも一部の主要コンテンツを含めれば要件を満たすものであるとの理解で良いか。	招請行程内のコンテンツを全て含んだ商品造成を行う必要はございません。一部の主要コンテンツを含めた商品についても要件を満たすものとします。ただし、招請行程については、「2 業務内容（仕様）（2）商品造成に向けたアフターフォロー業務 イ」に示す「【行程案】」相当のものとし、招請行程に含むコンテンツについては、全てツアーへ組み込むことを前提としたコンテンツであることが必要です（視察のみは不可）。
6	業務仕様書	2 業務内容（仕様） （2）商品造成に向けたアフターフォロー業務 ア（ア）	上記に関連して、成果（販売実績・予約数）の集約と報告もあるが、委託期間が令和9年2月5日までであり、造成ツアーの販売開始が（令和9年1月～2月）短期間のため、実績報告数が上がってこない可能性があるが、問題無いか。	販売実績の報告については、委託業務期間内の販売実績の報告で問題ございません。 本業務については、招請後に招請行程内のコンテンツを含むツアーの造成及び販売開始を前提としており、委託業務期間内に造成したツアーを販売経路に乗せ、購入可能な状態にすることが必須となります。 なお、業務報告に際しては、必要に応じ、補足的な分析や考察を加え、実効性のある報告をお願いいたします。また、業務完了後の県からの聞き取りについても御協力をお願いいたします。
7	業務仕様書	2 業務内容（仕様） （2）商品造成に向けたアフターフォロー業務 ア（ア）	関係会社や取引先への展開結果を報告書に記載することとあるが、関係会社や取引先とはどのような会社を想定しているか。	関係会社や取引先は、被招聘者の関係会社や取引先を想定しています。そのため、豪州の事業者

		ターフォロー業務 イ (ア)	社を想定しているか。豪州の会社か。それとも、日本国内の会社であるか。	を想定しています。ただし、被招聘者の関係会社や取引先に日本国内の会社が含まれる場合は、当該関係先への展開結果についても報告書に含めてください。
8	業務仕様書	2 業務内容 (仕様) (2) 商品造成に向けたアフターフォロー業務 ウ (ア)	造成コンテンツの情報発信として、Instagram・Facebook等のオーガニック投稿による発信を含めて差し支えないか。また、造成した旅行商品を自社ウェブサイト上で販売商品として掲載する行為も情報発信として取り扱われるか。	Instagram・Facebook等のオーガニック投稿及び被招聘者の自社ウェブサイトによる情報発信も情報発信として認めます。業務の実施成果の最大化の観点から、最適かつ効果的な媒体の提案及び選定をお願いいたします。
9	業務仕様書	4 契約に関する条件 (2) 再委託の相手方	岩手県内に主たる営業所を有する者の中から選定するよう努めなければならない、連携するOTAはこの限りではない、とあるが、豪州での招請者選定や販売支援の窓口となる現地旅行会社に再委託しても問題ないか。	再委託先は、岩手県内に主たる営業所を有する者の中から選定するよう努めてください。ただし、業務の特性上、必要と認められる場合で、かつ、あらかじめ県から承諾を得た場合は、この限りではありません。 現地旅行会社等への再委託を想定する場合は、あらかじめ再委託する業務内容や範囲並びに再委託の必要性等を明らかにし、事前に県から承諾を得てください。